

社会教育を取り巻く現状と 社会教育施設の役割に関する考察

阪 本 陽 子

(文教大学教育研究所客員研究員)

A Study on Current State of Social Education and the Role of Social Education Facilities

SAKAMOTO YOKO

(Guest Researcher of Institute of Education, Bunkyo University)

要 旨

教育制度や行政機構などの改革の波をうけて、社会教育を取り巻く状況に変化が起きている。昨今の社会教育行政の位置づけや社会教育調査から見えてくるもの追いながら、時代が社会教育に求めているものを考察し、あらためて社会教育施設の役割を問い直したい。

社会教育施設が教育施設であることを再認識し、地域の課題学習の中核として位置付けていく必要があり、そのために地域社会教育計画の再構築が求められる。

目次

1. はじめに～『新しい時代の社会教育』が意味するもの～
2. 社会教育を取り巻く現状
 - 1) 「改革」の流れが社会教育行政にもたらしたもの
 - 2) 社会教育行政の位置のゆらぎ
 - 3) 社会教育調査から見えてくるもの
 - 4) 市民活動の多様化
3. 時代が社会教育に求めるもの
 - 1) 学校教育の支援
 - 2) 新しい公共の担い手の養成
4. 社会教育施設の役割とその課題
 - 1) 性質とその役割
 - 2) 現状とその課題
5. おわりに～地域社会教育計画の再構築～

1. はじめに～『新しい時代の社会教育』が意味するもの～

平成18年（2006）2月に文部科学省生涯学習政策局社会教育課から、『新しい時代の社会教育』というパンフレットが発行され、広く配布された¹⁾。それとともに、「役に立つ社会教育」という視点が取り上げられるようになった²⁾。これは、国、地方自治体の財政状況が逼迫し、社会教育行政も予算削減の対象となって、政策の失策が見られるなか、あらためて社会教育の役割を問いかけるものである。

社会教育を取り巻く状況に厳しさが増してきた理由には、第一に、教育委員会の独立意識が学習を施設等のなかで自己完結させ、住民の表面的学習ニーズに流されたことで、地域の課題との結びつきが薄れたこと、そして

第二に、社会教育施設の運営が学校運営に準じてしまったことで、硬直性が生じた結果であると分析されている³⁾。

そこで、このパンフレットは、あらためて社会教育が「役に立つ」のだという視点を取り戻すべく、社会の必要課題、地域の振興上の課題に直結した事業を展開する必要性を訴えるものである。そこには、市民の学習ニーズや要求課題にとらわれすぎていたことに対して、社会教育の行政政策の在り方の見直しを求めようとする姿があるが、そう主張しなければ存在位置を見失うほど、社会教育行政の役割が不明確になってきていることを意味している。

教育制度や行政機構などの改革の波をうけて、様々な政策の見直しが進んでいる。「官から民へ」、あるいは、「民間活力の導入」「規制緩和」などの掛け声の下に、これまでの公的サービスは見直され、福祉や教育もその対象になっている。そのような流れのなかで、時代が社会教育に求めるものは何かを考察し、あらためて社会教育施設の役割を問い直したい。

2. 社会教育を取り巻く現状

1) 「改革」の流れが社会教育行政にもたらしたもの

平成12年(2000)から組織された「教育改革国民会議」の提言は、その後の教育政策に具体的影響をもたらした。平成13年(2001)には社会教育法が改正され、家庭教育向上のための社会教育行政における体制の整備が求められた。また、同時に学校教育法も改正され、青少年に対する教育活動での学校教育と社会教育の連携確保に努めるように規定がなされた。平成14年(2002)から本格的に実施された学校教育における総合的な学習の時間や完全学校週5日制の導入で、それまで以上に地域社会の教育機能に注目が集まり、学校や家庭では体験できないことを提供する役割

を社会教育が担うよう求められた。

平成18年(2006)には教育基本法が改正され、家庭教育の条項が新設されて、家庭における子の教育が父母その他の保護者の役割であることを明記するとともに、その保護者の学習支援を行政が行うことが改めて明記された。家庭教育の支援は、社会教育行政が長年にわたり取り組んで来た分野であるが、少子化問題や子育て支援といった課題とも相まって、従来の枠を超えた取り組みが求められることになった。また、個人の学習ニーズと同時に「社会の要請」に応える教育の奨励や、学校・家庭・地域住民の相互の連携協力が強調されることになった。

また、90年代後半からの政府部門の再構築、構造改革として「規制緩和」や「官から民へ」という改革の波は、社会教育行政が所管してきた社会教育施設にも影響を与えた。平成15年(2003)6月の地方自治法の改正により、「公の施設」の運営管理について、これまでの「委託管理制度」(地方管理権限の下で、地方公共団体が出資する財団法人、公共団体等だけが執行できる)から、株式会社等の民間営利事業者を含めた者に対し、指定を行うことを可能とする「指定管理者制度」が導入された。この制度の導入により、株式会社、NPO法人などの民間団体が社会教育施設の管理運営を代行する方式の導入が進んでいる。

2) 社会教育行政の位置のゆらぎ

社会教育行政は、教育委員会が所管しており、その事務局に社会教育を担当する課等が設置され、社会教育主事等の社会教育専門職員が配属されている。従来、青少年や成人に対する教育、スポーツ、文化振興など多くの事業を担ってきた。

しかし、平成2年(1990)の生涯学習振興法(生涯学習の振興のための施策の推進等の整備に関する法律)の成立後、地方教育行政において社会教育行政と生涯学習行政の混乱

表1 社会教育関係職員数（教育委員会、公民館、青少年施設のみ抽出して比較）（単位：人）

	教育委員会 (社会教育関係)		公民館 (類似施設含む)		青少年教育施設				
平成 11 年	専任 29,987 (74.3%)	兼任 4,604 (11.4%)	非常勤 5,760 (14.3%)	専任 14,376 (25.2%)	兼任 13,036 (22.8%)	非常勤 29,698 (52.0%)	専任 4,158 (51.9%)	兼任 1,475 (18.4%)	非常勤 2,385 (29.7%)
平成 14 年	専任 29,063 (73.2%)	兼任 4,662 (11.7%)	非常勤 6,003 (15.1%)	専任 14,075 (24.3%)	兼任 12,946 (22.4%)	非常勤 30,886 (53.3%)	専任 4,063 (50.0%)	兼任 1,563 (19.3%)	非常勤 2,492 (30.7%)
平成 17 年	専任 25,336 (71.3%)	兼任 4,297 (12.1%)	非常勤 5,883 (16.6%)	専任 13,060 (23.2%)	兼任 11,895 (21.1%)	非常勤 31,356 (55.7%)	専任 3,676 (44.6%)	兼任 1,505 (18.2%)	非常勤 3,070 (37.2%)

が生じ、多くの自治体で「社会教育課」を「生涯学習課」と名称を変更する例が見られ、現在、生涯学習課の中に社会教育を担う担当係を設ける自治体も少なくない。社会教育と生涯学習の混同を抱えたまま、社会教育が生涯学習という言葉に「言い換えられた」という解釈で、行政運営が進められてしまった観がある。

平成13年(2001)、全国市長会では生涯学習等の事務の所管を、教育委員会から首長部局へ移管することが意見され、平成17年(2005)10月の中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」でも、教育委員会制度の見直しとして、「教育委員会の所掌務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ、生涯学習支援に関する事務（学校教育・社会教育に関するものは除く）は、地方自治の判断により、首長が担当するようにできることが適当である。」という権限分担の弾力化が提言された。このような流れが、芸術・文化・スポーツなどの分野の事務所管を教育委員会から首長部局へ移管させる動きに繋がり、教育委員会は学校教育を中心とした組織に再編成される自治体⁴⁾も見られる。環境、人権、子育てなどの現代的課題に関する成人教育も、従来は社会教育が担っていた分野であるが、専門部局の設置とともに事業の移管が進み、社会教育行政の位置づけはますます不明確になった。

そもそも社会教育は「市町村主義」ともい

われ、市町村の教育委員会が住民の直接の要望、要請に応え、市町村の主体性が尊重される。都道府県は広域領域の課題や自治体間のコーディネート、あるいは市町村の補完・補充する役割を担う。そのため、市町村の社会教育行政の位置の不明確さは、都道府県社会教育行政の役割を見失うことになりかねない。他部局と競合しない社会教育行政の独自性を持つ事項を明確化させることが急務となったのである。

3) 社会教育調査から見えてくるもの

平成17年度(2005)文部科学省実施の社会教育調査も、昨今の社会教育行政の現状を伝えている。

平成14年度(2002)の調査に比べ、社会教育施設の中核となる公民館（類似施設を含む）の637館の減（-3.4%）とともに、指導系職員的大幅な減が目立つ。とりわけ社会教育主事、主事補の減少が激しく、社会教育主事は、1,264名の減（-23.5%）を示し、主事補は129名の減（-34.8%）、公民館主事は786名の減（-4.2%）である。また、社会教育関係職員の非常勤化が進んでいることがうかがえる。（表1）

また、職員の減少傾向と同様に指導者研修（行政職員対象・施設職員対象、民間団体対象）の実施回数も軒並み減少傾向にあるが、これに反して公民館（類似施設を含む）で開催される学級・講座数は38.7%の増となつて

いる。指導系職員の減、常勤職員の減のなかで、数多くの学習事業を支えているという現実がうかがえる。

4) 市民活動の多様化

こうした社会教育行政の後退が見られる一方で、市民の地域活動は盛んになっている。

人々の暮らしに余暇が生まれ、市民活動の支援や促進を行なう様々な制度が導入されたことなどにより、市民活動の形態は大きく変わった。

市民活動とは、市民が自主的に行なう営利を目的としない個人的、組織的な社会的活動をいう。趣味などの自己実現や会員相互の親睦を目的とする活動、自治会・町内会などの地縁活動、福祉や環境、教育といった特定のテーマ・分野に関する活動などが考えられる。

国際社会では、NGO活動の存在が大きく注目され、地域づくりにおいては、市民と行政との協働という新しいセクターに注目が集まっている。社会のしくみが大きく変わり、社会構造の様々な部分を多彩な市民組織の活動が支える時代になってきている。

組織的な活動を行う多くの場合には、拠点となる「場」を持つ事が考えられるが、昨今の情報化社会を考えると、活動の場を特定の施設などの依存したい形態もありうる。数多くあると思われる市民活動団体数の実態は把握できないが、どの地域でもかなり多くの団体が市民活動を展開していることが想像される。

市民活動で昨今注目されているのはNPOの存在である。NPOは公共施設運営や事業の委託対象などとして、社会における新たな役割が期待され始めている。NPOの数は、2007年8月31日現在、認証数33,819団体⁵⁾その数は年々増加の傾向にある。活動分野は現在17分野であるが、複数の活動分野を行なう場合が多く、主分野と合わせて、「社会教育の推進を図る活動」を選択分野としている団

体も多い。NPOに関する調査⁶⁾によれば、調査対象NPOの92.3%が社会に向けた学習活動(学習会、情報提供・相談、イベント、発表会など)を行なっており、実質的には社会教育に相当する活動を行っているNPOが多いことが示されている。

社会教育を取り巻く現状には、このような動きがある。社会教育行政がその位置づけを見失いかけ、専門職員が減っていくこととは対照的に、学習を含む市民の活動は増加し、その場が広がりつつある。このようななかで、社会教育に何が求められているのか、その環境醸成を行なう社会教育行政に何が求められるのかを考えてみたい。

3. 時代が社会教育に求めるもの

昨今、時代の流れが社会教育に求めるものには、大きく二本の柱に注目が集まっているように思われる。一つは「学校教育の支援」であり、もう一つは「新しい公共の担い手の養成」である。

1) 学校教育の支援

これまで「学社連携」あるいは、「学社融合」という言い方で、学校教育と社会教育の連携・協力が推進されてきた。「学社融合」とは、学校教育と社会教育が「学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子供たちの教育に取り組んでいこうという考え方⁷⁾」であり、学校だけでは成し得なかったより豊かな子供たちの教育が可能になるものと考えられ、各地で取り組みが実践され、学校にとっても社会教育がより身近なものとして認識されることになった。

学社連携や融合という理念は、学校教育と社会教育の互酬的關係、相互補完的關係に基づくものであって、そのかたちには、「社会教育資源活用型」「学校支援型」「学校資源活用型」「社会教育支援型」があるともいわれているが⁸⁾、昨今、特に社会教育政策の柱に

なりつつあるのは、「学校支援型」である。

文部科学省は、地域全体で公立小中学校を支援することを狙いとした「学校支援地域本部（仮称）」を平成20（2008）年度から4年間で、全国の中学校区（10,000校区）に設置する事業展開を計画している。地域のボランティアが学習支援や部活の指導、登下校の安全管理などを行なうことを想定している。これまでも「学校支援ボランティア」などの名称で知られる地域の学校支援活動が、それぞれの学校の事情により展開されているが、この事業が計画されたことで、積極的な学校支援体制が全国に組織づくられることになる。

これは、「子どもの教育」に焦点を合わせることで、地域をつなげ、再生、活性化させるという方策でもある。学校の疲弊が進むなかで、団塊の世代の大量退職の問題や、生涯学習の成果の活用場の問題などと相まって、「学校」が共通の課題解決の場として注目されているのである。例えば、東京都教育委員会は、社会教育施策の重点を「子ども・若者」におき、「学校教育と軌を一にした社会教育行政の推進」を掲げ、その方向性を打ち出している⁹⁾。社会教育行政の後退現象が見られるなかで、他部局と競合しない「教育」という独自性を発揮するためには、「学校」という場が最適であり、社会からの要請である「学校教育の支援」という課題を見出したことで、社会教育行政はその位置づけを明確化しようとする方向性に向かっていように見られる。

2) 新しい公共の担い手の養成

もう一つの柱は「新しい公共」の担い手を養成し、輩出するシステム作りである。

90年代後半頃から、政府や官に代わって広く社会全体が公共機能を分担していくという「新しい公共」概念への関心が向けられてきた。個人の多様なニーズに対応する行政の公共サービスは限界を迎え、住民の自発的な活

動が地域に新しい形の公共を創り出しうるといった価値観が語られ始めた。

平成16（2004）年度版の国民生活白書は、「人のつながりを変える暮らしと地域—新しい「公共」への道」として、地域で起こり始めた人々の自発的な活動、特にNPOの地域活動に注目し、その意義や具体的実践例を報告している。国民生活白書がこれらの地域活動に注目した問題意識は、第一に、住民による自発的な活動が、他では対応が難しい暮らしのニーズを満たすことができるのではないかとということ、そして第二に、地域の活動は、活動の担い手にとって、家庭や職場などの以外に自分の能力をいかし、「生きがい」や「喜び」が得られる場になり得るのではないかと、という視点にある。住民が自分の関心を持つ分野で知識や能力をいかし、地域社会で協力しながら地域の課題を解決していく活動が、「官」が提供するサービスではない「新しい公共」を創出するものとして、社会的支援の大きな担い手となることに注目している。

平成18年（2006）の教育基本法改正では、教育の目標の一つとして「公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養う」ということが掲げられた。これを受けて「公共」の課題に取り組む社会教育の振興が求められている。個人の興味や関心を中心とした学習と、社会の要請による学習のバランスが必要とされ、学習成果を地域の「公共」の形成に生かすための支援が社会教育行政に求められているのである。そこで、社会教育施設等は「奉仕活動の機会の提供、受け入れ先の開拓、参加希望者と活動機会のマッチングなどを行う機能を総合的に確保していく必要がある¹⁰⁾」とされ、社会教育関係者がコーディネート機能を発揮し、地域住民に主体的な社会参画を促し、社会奉仕を通じて社会に対する責任感を養い、公共性の涵養を促すための方策が期待されている。団塊の世代の地域活動支援などとして、行政

によるボランティア等の養成も盛んになり始め、環境、子育て、教育、介護、防犯、防災などの地域課題において、「官」の対応が難しくなった多様なニーズを住民の自主的な活動が支えていくというシステム作りの働きかけが行政の役割になってきており、成人の教育・学習を支援する社会教育行政がその役割を担うことが求められている。

4. 社会教育施設の役割とその課題

これらの施策を実施するために、社会教育事業の展開の中心となる社会教育施設はどうあるべきなのか。あらためて、その役割と課題を考えてみたい。

1) 性質とその役割

社会教育のために設置された施設は、公民館をはじめとして図書館や博物館などがあるが、ここでは社会教育活動の拠点となる公民館を念頭において社会教育施設のあり方を考えてみたい。

公民館は、市町村および法人が設置するものとされ、社会教育法第二十条において、「公民館は、市町村その他の一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術および文化に関する事業を行い…」として、公民館が社会教育の事業主体として位置付けている。つまり、単なる学習空間の提供にとどまらず、教育事業の主体であるということが特徴であり、教育機能を有しているところに大きな存在意義がある。

近年、環境学習センター、子育て支援センター、市民活動センター、ボランティアセンター、男女平等推進センターなど、現代的課題に即した課題解決型施設が設置されることで、それぞれの課題解決に向けた学習活動は、社会教育施設から他施設に広がりを見せている。そのなかで、社会教育施設は広範囲な学習需要と多様な学習者の幅に対応する施設であり、特定の年齢を対象にした教育課程をもつ学校や、特定の課題解決のみを扱う課題解

決型施設とは異なる性質、教育役割を持っている。

しかし、学校ほど自律性がなく、専門職員の配置も不十分であることもあって、貸し施設と捉えられる傾向も強く、教育施設としての認識は弱い。これには、社会教育行政（教育委員会）と社会教育施設の役割分担の混同に問題があるとも指摘されている¹¹⁾。教育委員会も社会教育施設とともに講座等の事業を開催していることで、教育事業を実施する役割が明確に区別できていないことも、社会教育施設の独自性、主体性を曖昧にさせている要因である。

そこで、社会教育施設の役割をあらためて以下の三つの視点からとらえなおしたい。

①公共施設としての役割

社会教育施設は、市民の社会教育活動を支えるという明確な視点を持つ事が必要であり、活動の場の提供と共に、活動組織の自立や学習活動の自立を支援する役割を担う必要がある。

市民による活動は、自由で自発的な行為であるがゆえに、反道徳的、反社会的な行為が行なわれる可能性もある。公共施設での活動が市民への安全性の保証とみなされる場合があり、自由で自発的な行為を尊重しつつも、様々な市民の活動が社会へ波及していく際のフィルター的作用を果たすことが求められる。また、社会の諸事情を受け止め、行政に対する要望を受け止める施設でもなければならぬ。

社会教育において、「公共」は社会貢献活動などと関連させて語られることが多いが、市民の公共性の涵養のための学習は、学習成果の全てが目に見える「奉仕」という形で地域に還元されるという構図でなければならぬということではないだろう。市民の社会的責任の自覚と社会参加を促すためには、まず社会規範を尊重する意識や態度、生活様式を見つめ直すことこそ重要な視点である。

そもそも公共性とは、自分とは異なる他者とのコミュニケーションがあってはじめて成り立つ概念であり、個々人の自己理解が他者への理解、ひいては公共世界観の形成へと繋がるものである。均質の価値観ではなく、共通性と異質性を兼ね備えた人間同士が公共世界をつくるのであり、それが公共性の涵養を促していく。そうであるならば、日常の様々な学習を通じた人々の交わりのなかで、公共性の涵養は促されていくのである。

社会教育施設は、公共的な空間を創出させるための対話的な場を確保する役割をしっかりと担う必要がある。人々の多様なニーズが噴出し、私益だけを追求するような態度が目立ち、様々な事柄について社会的な合意が形成されにくい昨今、他者との合意を形成する態度を養い、公共性を構築する場が求められているのである。

②教育施設としての役割

公民館などの社会教育施設は、一部の利用者に独占されている、あるいは、講座の成果が見えにくいなど、その閉鎖性がしばしば指摘される。専門職員の減が目立つなかでは、すべての学習活動に立ち会って検証することもできず、また、学習空間が施設を超えて日常生活に広がりを見せる傾向もある。社会教育事業は、社会教育施設だけで学習事業を完結できず、学習の成果が理解されにくい。

しかし、公的財源を投入したことに対する費用対効果のアカウンタビリティが求められるのは当然であり、社会教育施設の運営や学習機会の提供、学習支援がどのような成果や効果をもたらしたのか、教育活動の質を検証し、結果を公開していく必要がある。

指定管理者制度の導入により、社会教育施設の運営を民間営利業者が受託していくことで、市場原理意識が持ちこまれ、「消費者の要求」に迎合する傾向が懸念されるが、社会教育施設は教育施設であり、地域の課題を探り、教育の目標を掲げ、その教育の主体となっ

て市民に教育的働きかけをすることが役割であり、その成果の検証や自己評価を行う義務がある。

③多様な市民活動支援の役割

行政は依然として「縦割り」の考え方を存続させているのに対し、市民活動は自由で縛りの無い発想で独自の活動を展開している。活動の対象が一見すると子育て支援であっても、それは高齢者の活動を提供するものでもあり、地域で暮らす外国人の生活を支援する活動ともなっている場合もある。

多くの市民活動は「組織的な教育活動」を含んでおり、その意味においては、市民活動のほとんどが社会教育を含む活動を行っているといえることができる。社会教育行政は、このような市民活動、社会教育活動を取り巻く環境の多様化に対応することが求められる。

NPO法の成立後、市民活動組織が法人格を取得することも盛んであり、活動体が法人格を取得することは、社会的認知が得られるというメリットをもたらすが、その分、社会における組織の存在責任が重くなり、管理運営の能力が強く求められる。そのため、より専門的な知識や組織運営能力の向上が必要とされ、それに伴った学習の機会も求められている。

社会教育関係団体と市民活動団体の区分が明確ではなく、補助金の扱いや支援策をどう差別化、あるいは統合・移管するののかという議論もあるが、広範囲な学習需要と多様な学習者の幅に対応することが求められる社会教育施設においては、学習活動の支援という一貫性を持ち、市民活動に対する支援の役割を果たしていくことが必要である。

2) 現状とその課題

このような役割を持ちながらも、現在の社会教育施設は、①専門職員の減少、②指定管理者制度の導入による新しい組織編成、③課題解決型施設や一般公共施設との差別化とい

う課題を抱えている。

特に、指定管理者制度の導入により、自治体が管理する公共施設全体の再編成がなされ、社会教育施設の存在そのものの必要性まで問われることにもなっている。

社会教育施設の管理運営を自治体の直接運営とするか、全面的な民間委託かについての選択は、自治体に委ねられている。経営方式が多様化していることで、社会教育研究者・社会教育関係者にも様々な見解が見られるが、現在はまだ制度導入の過渡期であるために、その成果の検証について安易な方向付けは避けるべきであるが、経営方式が多様化しようとも、社会教育施設はその担うべき本来の役割を遂行することに変わりはなく、どのような方式がその地域にふさわしいかを見極めることこそが、重要なのである。そのためには、あらためて社会教育事業の評価を適切に行なうことが必要である。学習成果の「計り難さ」を理由に、評価の指標の検討や実践が曖昧にされてきたが、指定管理者制度の導入をした場合においても、委託事業者の評価という側面からも、あらためてその意義が問い直されることが望まれる。

また、特定の分野の課題解決型施設は、一見専門性が高いようにも見えるが、一方ではその課題を地域社会から特定の施設の中に閉じ込めてしまうという見方もできる。高齢者を取り巻く問題、育児を取り巻く問題など、社会で支えることの必要性を一方で説きながらも、属性別、課題別に人々を施設の中に閉じ込めてしまうことで、日常社会における様々な課題がどこに、どのように存在しているかを見過ごしてしまうことにもなりかねない。広範囲な学習需要と多様な学習者の幅に対応する社会教育施設がネットワーク機能を発揮し、地域の課題学習の中核として存在しえるかどうかは課題となってくる。

おわりに

～地域社会教育計画の再構築～

地域が何を課題とし、どう市民活動が展開されているのかを把握すること、また、地域の教育資源を発掘してネットワークにつなげることが社会教育行政の担う役割である。

そのために、あらためて社会教育施設が専門的役割を果たし、地域の課題学習の中核的な存在として位置付けていくためには、地域社会教育計画の再構築の必要があり、その計画を企画、遂行し、マネジメントしていく能力が、社会教育専門職員に求められている。

注釈

- 1) 文部科学省ホームページから (<http://www.mext.go.jp>) からパンフレットのPDFが入手できる。
- 2) (財) 全日本社会教育連合会発行の『社会教育』では、2006年2月「役に立つ社会教育」、2006年4月号で特集「役に立つ社会教育の展開」を組んでいる。また、月刊公民館2005年10月「役に立つ社会教育」、11月「役に立つ社会教育(各論)」。いずれも当時の文部科学省生涯学習政策局社会教育課長 三浦春政氏の寄稿。
- 3) 前掲、「役に立つ社会教育」に関連する記事、寄稿文での分析。
- 4) 東京都千代田区、東京都豊島区、群馬県太田市など。
- 5) 内閣府NPO公式HP <http://www.npo-homepage.go.jp/about/index.html>
- 6) 2002年実施の「NPO組織調査」。研究代表佐藤一子氏。対象団体1,461団体。佐藤一子編、『NPOの教育力』(東京大学出版会、2004)にて調査概要が報告されている。
- 7) 平成8年(1996)生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」

- 8) 佐藤晴雄著、『生涯学習概論』、学陽書房、2007、p222
- 9) 平成17年（2005）1月、東京都生涯学習審議会答申「子ども・若者の『次代を担う力』を育むための教育施策のあり方について～『地域教育プラットフォーム』構想を推進するための教育行政の役割～」
- 10) 中央教育審議会「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について」（中間報告）、平成19年（2007）1月
- 11) 吉富啓一郎、国生寿編著、『生涯学習の展開』、学文社、2000、p111-114

参考図書

- 山脇直司、『公共哲学とは何か』、ちくま新書、2004
- 白石克己・廣瀬隆人・稲葉隆・佐藤晴雄編、『クリエイティブな学習空間をつくる』、ぎょうせい、2001